

# 米国相互関税に関する大統領令の概要

April 2025

## In brief

米国より相互関税に関する大統領令が 2025 年 4 月 3 日に公表されました。2025 年 4 月 5 日に施行される相互関税に関する内容が記載されています。主なポイントは以下の通りです。

- ・ **関税率:**  
基本的な相互関税率は 10% となります。Annex I<sup>1</sup>に挙げられた国々に対しては、より高い関税率が適用されます。
  - 日本 24%
  - EU 20%
  - 韓国 25%
  - 中国（香港およびマカオ含む）34%
  - タイ 36%
  - ベトナム 46%
  - インド 26%
  - マレーシア 24%
  - フィリピン 17%
  - 台湾 32%
- ・ **適用開始日:**
  - 2025 年 4 月 5 日: 10% の基本的な相互関税
  - 2025 年 4 月 9 日: 日本 24% を含む国別の相互関税
- ・ **具体的な適用日時や条件**  
具体的な適用日時や条件については「In Detail」に記載の内容をご参照ください。  
輸送中の商品の免除として、施行日以前に船舶に積み込まれ輸送中の品物は、相互関税の対象外となります。
- ・ **適用対象:**
  - 既に追加関税が課されている、鉄アルミ製品や自動車、カナダ・メキシコからの輸入品に関しては、相互関税は適用されません。
  - ただし、中国に対して課されている追加関税については、上記の除外の対象にならず、従来追加関税に加えて、さらに相互関税が課されると考えられます。
  - 医薬品、半導体、エネルギー製品等、一部の製品は対象外となります。
  - 製品を構成する米国原産の部品・原料のコストが製品価格の 20% 以上であれば、当該米国原産部品・原料に係るコスト分については、相互関税の対象外となります。
  - ただし、米国原産とみなされるには、米国内で完全に得られたか、または米国の関税法令上「実質的な変更」が米国においてなされたものでなければなりません。
  - 他国の対応に対する更なる報復や、交渉の余地を残しています。

<sup>1</sup> 最新の各国の税率については、大統領令 Annex I をご参照ください。

## In detail

### 相互関税を用いた輸入規制の大統領令の概要

米国のドナルド・J・トランプ大統領は、2025年4月2日(米国時間)に、米国の大規模かつ持続する貿易赤字を理由に、国家非常事態を宣言しました。トランプ大統領はこれらの貿易赤字は、諸外国による相互性を欠いた貿易慣行に起因するとし、異なる関税率や非関税障壁が、米国の製造業と国家安全保障を損なっていると述べています。これらを踏まえ、今回、米国は相互関税政策を打ち出しました。

- ・ 不均衡な関税・貿易政策:
  - 米国の貿易赤字は、国家安全保障と経済に対する脅威と見なされています。
  - この赤字は、貿易関係における不均衡によって引き起こされ、相手国が米国製品に高い関税や非関税障壁を課していることに起因する、としています。
  - なお非関税障壁には、輸入制限、ライセンス要件、不十分な知的財産保護、その他の差別的な慣行が含まれます。
- ・ 米国の製造業と国家安全保障への影響:
  - 持続する貿易赤字は、米国の製造業の基盤を痩せ細らせ、高度な製造能力を削減し、重要なサプライチェーンを弱体化させている、としています。
  - 製造業の衰退は、防衛産業基盤を妥協させ、重要な商品によって米国を外国へ依存させることになり、さらに何百万人もの製造業の雇用を失い、影響を受けた地域で経済的および社会的問題を引き起こした、としています。
- ・ 相互関税:
  - 貿易の均衡化のため、米国への全輸入品に対して追加の10%の相互関税を課すこととなります。
  - 大統領令の [Annex I](#) で指定された特定の貿易相手国には、より高い関税が適用されます。
- ・ 免除:
  - 一部の特定の製品は、これらの相互関税が免除されます。
    - 50 U.S.C. 1702 (b) に包含される品目:
      - ✓ 個人使用、人道支援、および法律で定義された、他の特定カテゴリーに必要な品目を含むもの
    - 鉄鋼およびアルミニウム製品:
      - ✓ 輸入調整法第232条に基づき発せられた宣言により、既に関税が課せられている鉄鋼およびアルミニウム製品とその派生品。これらの宣言には以下が含まれます。
        - 宣言9704(2018年3月8日):米国へのアルミニウムの輸入調整
        - 宣言9705(2018年3月8日):米国への鉄鋼の輸入調整
        - 宣言9980(2020年1月24日):米国への派生アルミニウムおよび派生鉄鋼製品の輸入調整
        - 宣言10895(2025年2月10日):米国へのアルミニウムの輸入調整
        - 宣言10896(2025年2月10日):米国への鉄鋼の輸入調整
      - 自動車および自動車部品:
        - ✓ 輸入調整法第232条に基づき発せられた、2025年3月26日付の宣言10908により、既に追加の関税が課されている自動車および自動車部品
      - カナダとメキシコからの商品:
        - ✓ カナダおよびメキシコから輸入される製品については、既に発効されている一律25%の追加関税(米国・メキシコ・カナダ協定原産品は対象外。またカナダからのエネルギーまたはエネルギー資源および苛性カリについては10%)が課されている限りは、相互関税は免除
      - その他特定の製品:
        - ✓ 大統領令の [Annex II](#) に記載された、以下を含む、他の特定の製品
          - 銅
          - 医薬品

- 半導体
  - 木材製品
  - 特定の重要な鉱物
  - エネルギーおよびエネルギー製品
- 少額免税
- ✓ 19 U.S.C. 1321(a)(2)(A)-(B)に基づき、800 米ドルを下回る製品に適用される免税措置は、当局のシステムが少額の申告に対応できるよう拡充されるまでの間、適用となります。
- 輸入製品を構成する米国原産部品・原材料の部分的免除:
    - 製品を構成する米国原産の部品・原料のコストが製品価格の 20%以上であれば、当該米国原産部品・原料に係るコスト分については相互関税が免除されます。
    - 従って、相互関税は米国原産部品・原料のコストを輸入製品価格から差し引いた残額にのみ課されるものと想定されます。
    - 製品を構成する米国原産の部品・原料のコストが製品価格の 20%を下回る場合は、製品の価格全額に対して相互関税が課されるものと想定されます。
    - 部品・原材料が米国原産と見なされるためには、それらの部品・原材料が米国内で完全に得られたか、または米国の関税法令上「実質的な変更」が米国においてなされたものでなければなりません。
    - 米国国土安全保障省 税関・国境取締局(CBP)は、米国原産であることを確認するための情報の提示を求める権限を有します。
  - 新関税の適用開始日と輸送中の商品の影響
    - 適用開始日: 相互関税は、以下の二段階で適用されます。
      - 初期の 10%基本相互関税: すべての輸入品に対する基本相互関税は、2025 年 4 月 5 日午前 12 時 1 分(米国東部夏時間)からの適用
      - 国別相互関税: 国別相互関税は、2025 年 4 月 9 日午前 12 時 1 分(米国東部夏時間)からの適用
    - 関税の発効時に既に輸送中の商品のために、大統領令は特定の規定を設けています。
      - 2025 年 4 月 5 日以前に輸送中の品物: 出発地で商品が積み込まれ、2025 年 4 月 5 日午前 12 時 1 分(米国東部夏時間)より前に最終輸送形態で輸送中の商品は、その後、消費のために輸入されたまたは倉庫から引き出された場合、追加の 10%付加価値税の対象にはなりません。
      - 2025 年 4 月 9 日以前に輸送中の品物: 上記同様に、[Annex I](#) に列挙された貿易相手国からの輸送中の商品は、2025 年 4 月 9 日午前 12 時 1 分(米国東部夏時間)より前に積み込まれた場合、その後、消費のために輸入された、または倉庫から引き出された場合、国別相互関税の対象にはなりません。
  - 実施と修正:
    - 米国商務長官と通商代表部は、他の主要な公務員当局と協議の上で、必要に応じて大統領令を実施し修正する権限を有します。
    - 本大統領令では、措置の効果や貿易相手国による報復措置に基づく調整を可能とします。

## The takeaway

関税による経済影響ないしは各国との貿易交渉次第で政策が修正されるとの見方もある一方で、トランプ政権は関税による製造業の国内回帰や財源の確保を目指しているため、上記の相互関税やその他の追加関税は、即時撤廃されない可能性も十分に考えられます。

上記を踏まえ、日本企業としても静観ではなく、迅速な対応が肝要です。今までの追加関税や相互関税により、自社に与えるインパクトを可視化しつつ、短期的には現行のサプライチェーンにおけるコスト吸収・価格転嫁の可能性を模索しながら、中長期的にはバリューチェーン全体の見直しを図ることが強く推奨されます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 關稅貿易アドバイザリー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/customs](http://www.pwc.com/jp/customs)

パートナー

Robert Olson

ディレクター

芦野 大

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Customs and Trade Advisory LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.